

## 計画の位置付け

本計画は、「第7期知多市障がい福祉計画」に、「第3期知多市障がい児福祉計画」を含め、一体の計画として策定します。

第7期知多市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、令和8年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量について定めるものです。

第3期知多市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、令和8年度までの障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。

第7期知多市障がい福祉計画及び第3期知多市障がい児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即して、障がいのある人又は障がいのある児童の地域生活を支援するための障害福祉サービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの提供体制の確保を図るための計画であり、第4次知多市障がい者計画の実施計画に当たる計画です。

## 計画期間

第7期知多市障がい福祉計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を最終年度とする3年間です。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次知多市障がい者計画					
第6期知多市障がい福祉計画 (第2期知多市障がい児福祉計画)			第7期知多市障がい福祉計画 (第3期知多市障がい児福祉計画)		

## 基本的理念

国は、基本指針の中で、次のとおり7つの基本的理念を示しています。  
本市においても、この理念に配慮し、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえた上で、今後の障がい福祉施策を推進していきます。

- 1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

各数値目標は、国の基本指針に即して、これまでの取組をさらに推進するものとなるよう、障がい福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、本計画期間において、「令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行すること」、「令和4年度末時点の施設入所者の5%以上削減すること」を目標として設定しています。

◇本市における主な目標値

目標値	令和8年度末までの施設入所者の地域生活移行者数	3人
目標値	令和8年度末までの施設入所者の削減見込人数	2人

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組み、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することとしています。

また、令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)について、設定するものとしています。

◇本市における主な目標値

目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回/年
目標値	令和8年度末までの長期入院患者の削減見込人数	1人

### 3 地域生活支援の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置し、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

また、強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとしています。

◇本市における主な目標値

目標値	地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	1人
目標値	地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討	1回/年
目標値	強度行動障害を有する障がいのある人に関する地域の関係機関が連携した支援体制を整備	整備継続

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、「福祉施設から一般就労への移行」について、就労移行支援事業等の利用を経て、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数が、令和8年度には令和3年度の1.28倍以上になること」を目標として設定し、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、それぞれ一般就労に移行する者の目標値を定めています。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとしています。

◇本市における主な目標値

目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数	21人
目標値	就労移行支援事業による一般就労移行者数	12人
目標値	就労継続支援A型事業による一般就労移行者数	3人
目標値	就労継続支援B型事業による一般就労移行者数	6人
目標値	就労定着支援事業の利用者数	24人
目標値	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上

#### 5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、令和8年度末までに、「児童発達支援センターを1か所以上設置」、「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築」することを目標として設定しています。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児支援のため、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保」、「各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置」することを目標として設定しています。

◇本市における主な目標値

目標値	令和8年度末までに、地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	構築
目標値	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保	1か所以上確保
目標値	令和8年度末までに、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	協議の場設置継続 コーディネーターの配置継続

#### 6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う「基幹相談支援センターを設置する」ことを基本としています。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組に必要な協議会の体制を確保することとしています。

◇本市における主な目標値

目標値	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所等の人材育成の支援件数	30件/年
目標値	基幹相談支援センターによる地域の相談機関等との連携強化の取組の実施回数	20件/年
目標値	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	15回/年
目標値	個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善を行うために必要な協議会の体制を確保	確保

#### 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数」、「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数」を設定し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標としています。

◇本市における主な目標値

目標値	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加者数	10人/年
目標値	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	12回/年